

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長 (国32)(法人税:義、所得税:外) 【新設(延長)拡充】
2	要望の内容	防災街区整備方針に定める防災再開発促進地区内の資産を譲渡して防災施設建築物及びその敷地を取得した一定の場合の事業用資産の買換特例(繰延割合80%)の適用期限(平成26年3月31日)を3年間延長する。(租税特別措置法第65条の7、第65条の9)
3	担当部局	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(防災計画担当)付
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成16年 創設 平成18年 延長 平成23年 延長
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を推進する。 《政策目的の根拠》 「住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)」において「地震時等に著しく危険な密集市街地」をおおむね解消することが位置づけられるとともに、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する「防災基本計画(平成23年12月27日)」においても、危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業等による地震に強い都市構造の形成を図るとされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】 10. 防災政策の推進 【施策】 ⑤地震対策等の推進
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地震時等に著しく危険な密集市街地(※)の面積(平成22年度6,000ヘクタール)について、平成32年度までにおおむね解消することを目指す。 ※最低限の安全性確保のための当面の目標として、地震時等において同時多発火災が発生したとしても、際限なく延焼せず、避難が困難とならないこととし、具体的には、地震時等における市街地大火の危険性を判断する基準として従来から用いている「延焼危険性」の指標に加え、地震時等における避難の困難さを判断する基準として「避難困難性」の指標を併せ考慮するとともに、個々の地域の特性を踏まえて、各地方公共団体が「地震時等に著しく危険な密集市街地」としての位置づけの可否を判断。

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積を平成28年度までに平成23年度と比べて概ね半減。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 密集市街地の整備を促進するための防災街区整備事業の成立には、保留床の処分が不可欠であるが、本特例の継続により、保留床の処分が円滑になり、事業参加者の負担軽減が図られ、保留床の処分が円滑になる事業の推進に資する。また、買換において譲渡された土地等についても、防災性の高い不燃建築物が建築されることとなり、防災街区整備事業の施行地区以外の防災再開発促進区内の防災性の向上にも寄与することとなる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成23年度:3件 ※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋 【適用見込】 防災街区整備事業の実施予定地区からの聴取によれば、平成26年度から平成28年度までの間に、2地区で3件の適用が見込まれ、おおむね過去と同水準の適用件数見込である。</p>
		② 減収額	<p>圧縮額:200百万円 ※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋 【適用見込】 圧縮額:17.8百万円 ※防災街区整備事業の実施予定地区からの聴取等により算出</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23~28年度) 実績値 5,745ha(平成23年度) 住宅等の不燃化や公共施設整備に加え、避難経路の確保や地域の防災活動の支援等のソフト面に及ぶ事業が実施されており、概ね順調に進捗することが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23~28年度) 保留床処分の円滑化により、事業の確実かつ円滑な推進に寄与するとともに、防災再開発促進区内の防災性の向上に寄与している。平成23年度において5,745haであった地震時等に著しく危険な密集市街地の面積を、平成28年度までに概ね半減させることを目指しており、本特例措置を継続することにより、この実現が期待できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23~28年度) 密集市街地の整備を促進するための防災街区整備事業の成立には、保留床の処分が不可欠。本特例が延長されなかった場合、保留床の円滑な処分が進まず、事業参加者の負担が増大することとなるため、防災街区整備事業が成立しなくなる恐れがある。また、防災街区整備事業の施行予定区域を含む防災再開発促進区全体の防災性の向上が阻害されることとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23~28年度) 直近の評価である平成24年度の政策チェックアップ評価書において、「住宅・市街地の防災性」についての政策評価を行い、本特例をはじめとした関連施策が、目標達成に向けた改善に貢献していることを確認している。</p>

9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	課税繰延であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく効率的である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	防災街区整備事業を行う施行者等に対しては予算や税制上の各種の支援措置があるが、地区外から防災街区整備事業で整備される建築物等への買換えを行う者については本特例措置以外の支援措置はない
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—